

# 意見書

平成 21 年 7 月 21 日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒380-8555 長野市若里 1-1-1

株式会社テレビ信州

代表取締役社長 こいぶち 鯉渕 のぼる 昇

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成 20 年諮問第 14 号〉答申（案）」について、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

項 目	意 見
1. 法体系見直しの必要性	<p>・ 1p24 行目  「・・・通信業務用の設備を放送<u>用</u>に、放送用の設備を通信業務用に」  ( 1 字追加)</p>
2. 伝送設備規律	<p>・ 4p ②ホワイトスペースの活用の 4 行目  「・・・、無線局の既存業務に<u>混信等</u>の影響を与えない・・・」  (4 字追加)</p>
3. 伝送サービス規律	<p>・ 9p 放送・有線放送の安全・信頼性の確保の 15 行目  「(※) 一定の設備 (例：<u>放送用周波数使用計画のプラン局以外</u>の小規模<u>局</u>設備は例外とする等)・・・」  (19 字追加)</p>